

令和5年度 つくば市空き家等無料相談会

市内の空き家を所有・管理している方、相続する予定の方、今後自宅が空き家になりそうな方などにご利用いただきたい相談会です。

一組の相談に対して、宅地建物取引士、司法書士、建築士、市職員が対応します。空き家の活用・管理・処分・相続などについて、複数の専門家に相談ができ、客観的なアドバイスが得られますので、ぜひご参加ください。

※業として空き家を管理する方はご参加できません。

■令和5年度 空き家相談会日程（予定）

次の日程で相談会の開催を予定しています。参加を希望される場合は、あらかじめお申込みください。会場は、全てつくば市役所となります。

	実施日	予約期間
第1回	令和5年6月3日（土）	4月24日（月）から5月12日（金）まで
第2回	令和5年10月7日（土）	9月4日（月）から9月15日（金）まで
第3回	令和5年12月23日（土）	11月20日（月）から12月1日（金）まで
第4回	令和6年2月17日（土）	1月15日（月）から1月26日（金）まで

※各回の定員は先着12組です。

※日程は、新型コロナウイルス感染症や状況の変化に合わせて、変更又は中止となる場合があります。その場合は、下記のホームページにてお知らせします。また、正式な日程については、「広報つくば」もご確認ください。

■申込方法

参加のお申込みは、裏面の予約票に必要事項を記入し、各回の予約期間内に下記の間合せ・申込先までFAX、Eメール又は郵送にてご提出ください。なお、予約票を提出される前に、まずはお電話にて空き状況をご確認ください。

■間合せ・申込先

つくば市 建設部 住宅政策課 空き家対策係
〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
電話：029-883-1111（代表） FAX：029-868-7642
Eメール：evm060@city.tsukuba.lg.jp
市ホームページ「つくば市空き家等無料相談会」：
<https://www.city.tsukuba.lg.jp/kurashi/kankyo/akiya/1012755.html>

空き家相談会



様式1 つくば市空き家等無料相談会予約票

相談者氏名	住所	電話番号
	〒	

※必ず連絡がとれる番号をご記入ください

1 参加を希望する回の相談会日程を記入し、希望する時間帯に○を付けてください。

日程	年 月 日			
第一希望	13時	14時	15時	16時
第二希望	13時	14時	15時	16時
第三希望	13時	14時	15時	16時
ご都合が合わない時間があれば、ご記入ください。				

2 相談物件の概要をご記入ください。

概要	土地 (所在地)	つくば市			地積 (敷地の面積)	m ²
	建物	階数： 延床面積：	階建 m ²	構造	木造 軽量鉄骨造 その他 ()	建築年 (明治・大正・昭和・平成・令和・西暦) 年
	所有者	(申込者との関係:)				
状況	現在空き家(空き家期間: 年 月)・今後空き家になる可能性がある物件					

3 相談内容をご記入ください。

相談内容 (例：親の空き家を相続することになるが、どうしたらよいか。)

相談時間は一組約40分です。相談内容をまとめたものや空き家の写真・建築関係資料(登記簿謄本、建築確認済証、固定資産税等の納税通知書など)を持参いただけると、相談がスムーズになります。
 なお、ご記入いただいた個人情報、本相談会に関する予約受付、相談員への連絡のためにのみ利用します。

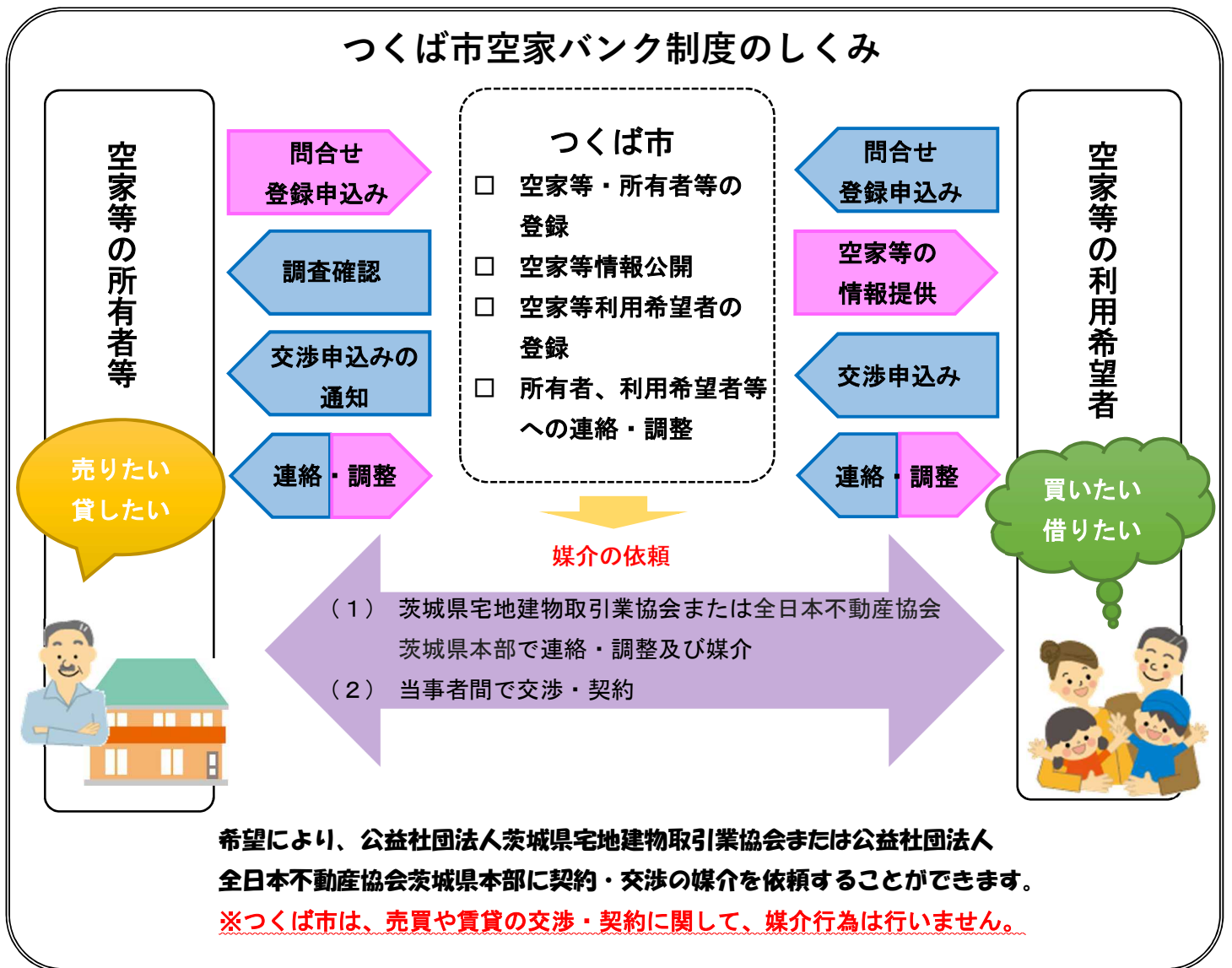
空家を募集しています

市では、市内の空家の有効活用を目的に、空家を「売りたい・貸したい・買いたい・借りたい」方々の橋渡しを行う「つくば市空家バンク制度」を実施しています。空家をそのまま放置しておくで劣化が進み、景観の悪化や防災・防犯の面でも好ましくない一方、利活用することで地域の活性化につながります。

所有している空家の有効活用をお考えの方は、ぜひご相談ください。

※対象：つくば市内に所有している空家とその敷地（適正に管理されている物件に限ります）

つくば市空家バンク制度のしくみ



【問合せ先】

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市 建設部 住宅政策課 空き家対策係

TEL : 029-883-1111 (代表) FAX : 029-868-7642

©つくば市ホームページ「つくば市空家バンク制度」

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/kurashi/kankyo/akiya/1004145.html>

空家バンク



■空家を登録すると

- ・「売りたい」または「貸したい」空家について、つくば市ホームページのほか、複数のウェブサイトに物件情報を掲載し、買い手や借手幅広く募集できます。

登録物件一覧

つくば市ホームページ「空家バンク登録物件一覧」

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/kurashi/kankyo/akiya/touroku/1004210.html>



※登録およびホームページへの掲載は無料です。

※登録できるのは、適切に管理され、原則として人が住める状態の空家（敷地含む）です。

- ・空家の取引は、所有者の希望により、宅建業者に媒介を依頼することができます。

※媒介を依頼した場合、成約時に手数料がかかります。

■空家バンク登録物件の成約状況

- ・これまでに登録された空家の約7割が成約しています（令和5年3月現在）。

◎つくば市空家バンク実績

登録物件数（通算）		45	
成約件数	売買	28	33
	貸借	5	

※成約率 $33 \div 45 = 0.73$ （73%）

◎地区別成約件数

地区	売買	賃貸
筑波	6	1
大穂	1	0
豊里	0	1
桜	5	1
谷田部	4	1
荃崎	12	1
合計	28	5

- ・現在、約120名の利用登録者が空家バンクで物件を探しています（通算では約200名）。

■補助金制度

- ・空家バンクに利用登録をして空家バンク登録物件を購入した方には改修工事費の補助、空家バンクに物件を登録した方には家財処分費の補助を受けられる制度があります。

	補助金	補助対象者	補助金額
1	改修工事費補助金	登録物件の買主（利用登録者）	改修工事費の50%（上限50万円）
2	家財処分費補助金	登録物件の所有者等（登録者）	家財処分費の50%（上限10万円）

※補助の対象となるには、複数の要件があります。

詳細は下記のホームページをご確認ください。

空家活用補助金

つくば市ホームページ「つくば市空家活用補助金」

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/kurashi/kankyo/akiya/1011892.html>



※5月初め頃、令和5年度の内容に更新されます。

令和5年度 つくば市空家活用補助金の御案内

つくば市空家バンクに登録されている物件の所有者と利用登録者との間で売買契約が成立した場合に、物件の改修工事及び家財処分に対して補助金を交付します。ぜひご利用ください。

- 1 概要**
 - (1) 改修工事費補助金（対象経費の2分の1・上限50万円）
 - (2) 家財処分費補助金（対象経費の2分の1・上限10万円）
- 2 補助対象者**
 - (1) 改修工事費補助金：空家バンク登録物件を購入した方（利用登録者）
 - (2) 家財処分費補助金：空家バンクに物件を登録した方（物件登録者）
- 3 申請期間** 令和5年(2023年)5月8日(月)から令和5年(2023年)12月28日(木)まで
※受付開始日は「広報つくば」5月号をご覧ください。
※改修工事、家財処分を行う2週間以上前までに申請してください。
※申請期間内であっても、予算の上限に達した時点で受付を終了します。
- 4 補助要件** 補助金申請の前に、つくば市空家バンク制度への利用登録または物件登録が必要です。
また、対象物件を活用し定住する等の要件を全て満たす必要があります。
詳しくは下記のホームページでご確認ください。
- 5 申請方法** 改修工事、家財処分を行う前に、住宅政策課に御相談の上、お申込みください。
※申請書の様式等はホームページからダウンロードできます。

◎つくば市ホームページ「つくば市空家活用補助金」

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/kurashi/kankyo/akiya/1011892.html>

【問合せ先】

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市 建設部 住宅政策課 空き家対策係

TEL：029-883-1111（代表） FAX：029-868-7642

E-mail：evm060@city.tsukuba.lg.jp

空家補助金

ホームページ



〈裏面に続く〉

令和5年度 つくば市

空家等を活用した地域交流拠点づくり支援補助金の御案内

市内の空家を改修して地域交流拠点（地域のたまり場、高齢者憩いの広場、みんなの食堂等）として活用する団体に対して、改修費用の一部を補助します。地域交流拠点の開設を検討されている団体は、ぜひご利用ください。

1 対象者（申請団体）

- (1) 区会、NPO 法人等の地域団体
- (2) 改修した空家等を地域交流拠点として1年以上継続して活用することが見込まれること。
- (3) 以前に本制度の補助金を受けていないこと。
- (4) 【空家等を借りる場合】空家等を改修し、地域交流拠点として使用することについて、空家等の所有者（共有の場合は、全ての共有者）の承諾を得ていること。

2 対象となる事業（改修工事）

- (1) 空家等を地域交流拠点として活用するために必要な建築物の改修工事
- (2) つくば市内に本店、支店または営業所がある事業者に請け負わせて行う工事
- (3) 申請年度の2月末日までに完了する工事

3 補助金額：改修に係る対象経費（消費税を含む）の2分の1（上限額50万円）

4 対象となる建築物

- (1) つくば市空き家等適正管理条例に規定する管理不全な状態でないこと。
- (2) 建築基準法その他関係法令に違反するものでないこと。
- (3) 耐震性が確保されていること。

5 申請期間：令和5年(2023年)5月8日(月)から令和5年(2023年)11月30日(木)まで

※改修工事を行う2週間以上前までに申請してください。

※申請期間内であっても、予算の上限に達した時点で受付を終了します。

6 申請方法：必要書類を住宅政策課に提出（原則として窓口持参）

※改修工事及び申請を行う前に、住宅政策課にご相談ください。

※申請書の様式等は住宅政策課窓口で配布しています。また、下記の市ホームページからダウンロードすることもできます。



<https://www.city.tsukuba.lg.jp/kurashi/kankyo/akiya/1014738.html>

問合せ先

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
つくば市 建設部 住宅政策課 空き家対策係
TEL：029-883-1111（代表） FAX：029-868-7642
Eメール：evm060@city.tsukuba.lg.jp